

匝瑳市ボランティア活動貢献学生認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、匝瑳市の市民参加のまちづくり推進のため、これから社会に出る若い世代におけるボランティア意識の醸成を目的に、ボランティア活動に貢献した学生を認定することに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ボランティア活動 匝瑳市市民協働推進条例（平成28年匝瑳市条例第1号）第2条第5号に規定する地域活動であり、個人が主体となる活動とする。ただし、学校の授業の一環としての活動は除く。

(2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校をいう。

(3) 学生 匝瑳市の区域内に在住し、又は学校に在学している者をいう。

(認定の申請)

第3条 ボランティア活動への貢献に対する認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、ボランティア活動貢献学生認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業概要又はパンフレットその他参加した事業の内容が分かる書類

(2) ボランティア活動に参加したことが客観的に把握できる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、1年以上継続してボランティア活動に参加し、合計12回以上の活動実績を申請書に記載しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、ボランティア活動に貢献したと認めたときは、申請者にボランティア活動貢献学生認定書（第2号様式。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、ボランティア活動への貢献を認定した学生（以下「ボランティア活動貢献学生」という。）を、ボランティア活動貢献学生台帳（第3号様式）に記載するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、ボランティア活動への貢献として認定しないことを決定したときは、ボランティア活動貢献学生不認定通知書（第4号様式）によりその旨を通知するものとする。

（認定の取消し）

第5条 市長は、ボランティア活動貢献学生が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

（1） 虚偽その他不正な手段により認定の申請を行ったと判明したとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が認定に不相当であると判断したとき。

2 前項の規定により認定を取り消されたボランティア活動貢献学生は、速やかに認定書を返還しなければならない。

（認定の取扱い）

第6条 ボランティア活動貢献学生は、認定書を就職活動等において使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を認めない。

（1） 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（2） 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当であるとき。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、ボランティア活動に貢献した学生の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 第3条第2項のボランティア活動の期間の算定に当たっては、当該申請者の令和2年度以前のボランティア活動の期間と通算することができる。